

平成30年度

# 監査計画

平成30年3月26日

喬木村監査委員

## 平成30年度 年間計画

### 1. 監査等の基本方針

平成30年度における監査等については「全国標準町村監査基準」に基づき、次に掲げる事項を基本方針とし、事務事業等の内容を検証し、指導的な監査、検査、審査を行うものとする。

- (1) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づき適法になされているか。
- (2) 予算執行及び財産管理等が適正かつ効率的に実施されているか。
- (3) 事務事業等が計画的かつ適切な内容と規模で実施され、経済的かつ効果的に運営されているか。

### 2. 監査等の種別

#### (1) 監査

##### ① 定期監査(地方自治法(以下「法」という。)第199条第4項)

財務会計を中心とした村の事務事業及び工事が適正に執行され、かつ効率的に行われているか否かを確認することを目的として行う。また、村の経営に係る事業の管理が、効率性、経済性・有効性の視点で実施されているかを併せて監査するものとする。(7月から11月に実施。)

##### ② 随時監査(法第199条第5項)

必要があると認めるとき、定例監査に準じて行う。

##### ③ 行政監査(法第199条第2項)

必要があると認めるとき、村の事務又は村長若しくは委員会若しくは委員の権限に属する事務(国の法定受託事務等を除く)の執行が適性かつ効率的に行われているか否か確認する必要があると認める場合、また、法令等の規定に従って適正に行われているか否か確認する必要があると認める場合、適宜行う。

##### ④ 財政援助団体等の監査(法第199条第7項)

村が財政援助を与えている団体若しくは出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者を対象とし、補助金等が適正に執行され、かつ、所期の目的を達成しているか否かを確認することを目的として行う。なお、緊急に監査を行う必要があると認めるとき、又は村長からの監査要求があったときは、その団体を追加して実施する。

##### ⑤ 公金の収納等の監査(法第235条の2第2項又は公企法第27条に2第1項)

指定金融機関等が行う公金の収納又は支払いの事務について、監査を行う必要があると認めるとき、又は村長からの求めに応じて行う。

##### ⑥ 住民の直接請求監査(法75条)

選挙権を有する者から、その総数の50分の1以上の者の連署を持って、その代表者から村の事務の執行に関する監査の請求があったとき、その請求内容の適否を決定するために行う。

##### ⑦ 村議会の要求による監査(法第98条第2項)

##### ⑧ 村長の要求による監査(法第199条第6項)

⑨ 住民監査請求監査(法第 242 条)

住民が村長、委員会又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、住民から、これらを証する書面を添えて監査の請求があったとき、その請求内容の適否を決定するために行う。

⑩ 賠償責任監査(法第 243 条の2第 3 項又は公企法 34 条)

財務会計を掌る職員等が故意又は重過失によって、又は違法若しくは怠る事実によって村に損害を与えたと村長又は企業会計管理者が認め、村長又は企業会計管理者から、その事実確認、当該職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定に係る監査の求めがあった場合、その求めに応じて行う。

(2) 検 査

例月出納検査(法第 235 条の2第1項)

会計管理者の行う現金(歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。)の出納事務が適正に行われているか確認することを中心に、毎月 25 日を例日として行う。

(3) 審 査

① 決算審査(法第 233 条第2項又は公企法第30条第2項の規定による監査)

会計年度終了後、各会計に係る決算(付属書類を含む。)が村長から審査に付されたとき、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、決算等の計数は正確であるか否かを確認することを目的として行う。

② 基金運用状況審査(法第 241 条第5項)

村長から定額の資金を運用する基金の運用状況について、審査に付されたとき、基金の運用状況が適正に行われているか、また、その運用状況を示す書類の計数が正確であるか否かを確認することを目的として行う。

③ 財政健全化審査(健全化法第3条第1項及び法第22条第1項)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、村長から審査に付された一般会計における健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる資料が適正に算定されているか否かを目的として行う。

公営企業会計については、経営健全化審査(健全化法第22条第1項)における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した資料が適正に算定されているか否かを目的として行う。

3. 監査執行上の留意点

監査の実効性を確保するため、改善意見に係る措置状況について、必要に応じて追跡調査を行う。

#### 4. 監査等の実施

平成30年度に行う監査等は、別に策定する「平成30年度監査実施計画表」に基づき実施する。

##### I 監査等の実施

平成30年度に行う監査等は、別添「平成30年度監査実施計画表」に基づき実施する。

##### II 監査実施要領

###### (1) 監査等の方法

###### ① 監査等実施通知

監査の実施にあたっては、特別の場合を除き、監査等の種別、期日等を、あらかじめ、関係者（監査対象課等の長その他関係者）に通知する。

###### ② 監査資料の提出

監査等を行うに当たり、関係者から提出を求める資料は、従前の例によるものとする。ただし、状況の変化に応じて、提出資料の変更等の措置を講じるものとする。提出資料は監査日の前日正午までに4部作成し提出するものとする。

###### ③ 監査等の実施

監査等は、関係諸帳簿及び関係書類の調査並びに関係者に対する聴き取り調査によって行うことを原則とする。ただし、諸事情を考慮し、案件によっては、現地監査を行うものとする。

###### (2) 監査等結果の報告に係る確認事項

監査等を行ったときは、その結果に関する報告（報告に添える意見の決定を含む。）を合議により決定し、議会及び村長並びに関係のある法令に基づく委員会又は委員に提出する。また、議会選出監査委員は、必要に応じて全員協議会で報告する。

##### III 各監査委員会への参加

全国、長野県、北部ブロック監査委員会への監査委員の参加を予定する総会、研修会は、「平成30年度 監査実施計画表」による。

##### IV 関係部局への周知

毎年度当初の「企画調整会議」において、村長以下各課・局長等へ「平成30年度 監査実施計画表」により周知する。併せて庁内ネットワークにより全職員にも周知する。

##### V その他

監査委員は、必要に応じて、本実施計画を臨機に変更することができる。